

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | | |
|---|-------|---------------------------------|------------|----------|--|--|
| 1 | 定例会 | | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和5年8月22日（火）午後1時25分 | | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和5年8月22日（火）午後2時12分 | | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 3人 | 計4人 | | | |
| 5 | 議決件数 | 6件 | | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決 5件
一部修正可決 0件
継続審議 0件 | 承 認
同 意 | 1件
0件 | | |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和5年8月22日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章	
委員	上之園 公子	
委員	神原 謙治	
委員	松本 真奈美	計 4人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・ 7月31日（月） 総務文教委員会
- ・ 8月 8日（火） 令和5年第4回府中町議会臨時会
- ・ 8月17日（木）～18日（金） 中国五県町村教育長研究大会

【学校教育関係】

- ・ 7月27日（木） 府中町いじめ防止対策推進委員会
- ・ 全国学力・学習状況調査結果について

【社会教育関係】

- ・ 8月20日（日） 村山聖杯将棋怪童戦

日程第3 報告第14号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

日程第4 第11号議案 令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書について

日程第5 第12号議案 府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について

日程第6 第13号議案 府中町教育支援委員会の委員の任命及び顧問の委嘱について

日程第7 第14号議案 令和6年度に小学校で使用する教科用図書の採択について

日程第8 第15号議案 令和6年度に特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩	教育総務課長	藤永 政己
学校教育課長	立花 淑子	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	谷口 司

6 議事の内容

(開会 午後 1 時 2 5 分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第 18 条第 3 項の規定により、私と神原委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では、次に参ります。日程第 2 教育長報告を議題といたします。教育長報告 6 件です。会議等 3 件です。1 件目は、7 月 31 日月曜日に総務文教委員会がありました。委員会の詳細報告を教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。総務文教委員会について説明します。総務文教委員会は、7 月 31 日月曜日に行われました。委員会の調査事項として、「第 4 次総合計画前期実施計画の評価について」と「榎川沿いの参道松の管理について」付議されました。「第 4 次総合計画前期実施計画の評価について」では、平成 28 年度から令和 2 年度までの第 4 次総合計画前期実施計画期間中の事務事業のうち、事業目標に対する実績が全年度にわたり、達成かつ後期実施計画に継続計上しているものについて説明し、教育委員会関係としては、コミュニティ・スクール推進事業及び社会体育施設改修等事業について説明しました。また、「榎川沿いの参道松の管理について」では、樹勢調査やその結果に基づく伐採状況、剪定などの管理状況について説明しました。説明は以上です。

教育長

2 件目は、8 月 8 日火曜日に臨時議会が開催されました。この件については、日程第 3 報告第 14 号で後程報告いたします。3 件目は、8 月 17 日 18 日の 2 日間で、府中公民館を会場に中国五県町村教育長研究大会が開催されました。実践発表、文部科学省説明、講演などが行われました。続いて学校教育関係 2 件です。1 件目は、7 月 27 日木曜日に、府中町いじめ防止対策推進委員会を開催しました。詳細を学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。7 月 27 日木曜日に開催しました令和 5 年度府中町いじめ防止対策推進委員会について報告します。この委員会は、府中町いじめ防止基本方針に基づき、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うよう 5 名の委員で構成されています。委員長には保護司会副会長の岩竹委員、副委員長は府中北小学校長の宮里委員が互選され、そのほかの委員は、中部民生委員児童委員協議会会長の米田委員、府中中央小学校 P T A 会長の濱田委員、府中緑ヶ丘中学校長の東委員となっています。当日は、いじめに対する生徒指導の概要の報告、いじめ防止や生徒指導の取組について協議しました。各委員からは、いじめ防止の取り組みやいじめにかかわる地域や家庭でのことについて報告がありました。次に、令和 5 年度いじめ防止のための標語の実施について説

明しました。いじめ防止のための標語の作成を通して、児童生徒が、いじめについて考える機会とし、いじめ防止を推進する一助とすること、標語の優秀作品を広く紹介することにより、いじめを許さないという意識を波及させることを目的としています。対象者は、児童生徒と保護者です。審査は、児童生徒については、各校で審査し、学年で1点を学年賞とし、小学校は6点、中学校は3点の中から1点を学校賞とします。保護者については、各校で学校賞を1点決めていただき、その中から1点を府中町いじめ防止対策推進賞として選定します。府中町いじめ防止対策推進賞の選定は、10月に行う第2回いじめ防止対策推進委員会において行います。また、1月に表彰式を行う予定です。報告は以上です。

教育長

2件目は、7月31日に文部科学省が令和5年度全国学力・学習状況調査の結果を発表しました。この件について、詳細を学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。令和5年度全国学力・学習状況調査結果について説明いたします。当該調査は、調査の目的を「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること」とされており、平成19年度から実施しています。今年度は、例年実施している国語・算数・数学に加え、中学校においては英語も実施しています。調査対象について説明します。小学校第6学年、484名及び中学校第3学年、国語数学は360名、英語は362名の児童生徒が受験いたしました。調査期日は、令和5年4月18日火曜日でした。では、教科に関する問題の調査結果について説明いたします。まず小学校です。国語は、府中町73点で県平均との差はプラス4ポイントです。算数は、府中町67点で県平均との差はプラス3ポイントです。次に中学校です。国語は、府中町73点で県平均との差はプラス3ポイントです。数学は、府中町52点で県平均との差はプラス3ポイントです。英語は、府中町41点で県平均との差はマイナス2ポイントです。次のページの学習指導要領の領域・分野等別平均正答率」をご覧ください小学校ではいずれの教科も、すべての領域において全国平均及び県平均を上回っています。中学校国語では、すべての領域において全国平均及び県平均を上回っています。中学校数学では、県平均においては、すべての領域において上回っています。全国平均においては、「B図形」領域を除くすべての領域において上回っています。しかしながら、中学校英語において、全ての領域において全国平均及び県平均ともに下回りました。中学校英語「話すこと」調査は、今回初めての調査で、4年前の令和元年には「はなすこと」調査がありませんでした。話すこと調査のやり方としては、1教室に生徒15人ずつが間隔をあけて座り実施しました。1人一台端末とヘッドホンを使用し、ヘッドホンから流れてくる問題を聞き取り、マイクに向かって音声を録音して回答しました。15分間で、やり取り4問、発表1問出題されています。その結果は、昨日夕方に提供があり、平均正答率は、10パーセントで、全国平均では12.4パーセント、県平均は、12パーセントでした。話すことについては、今後授業改善を図っていく必要があります。また、小学校からALTを使ったコミュニケーションをとることの授業を進めていく必要があります。現在、各校において調査結果を基に、日頃の授業実践に生かすための指導方法の工夫改善方法などを校内研修で分析しています。説明は以上です。

教育長

社会教育関係1件です。8月20日日曜日に村山聖杯将棋怪童戦を開催しました。詳細を社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。令和5年8月20日、日曜日にくすのきプラザ、認定こども園つばめホールにおいて、第22期村山聖杯将棋怪童戦を開催しました。当日は町内、広島県内だけでなく、県外も含めまして全員で125人の参加がありました。会場内では、熱戦が繰り広げられ、福岡県大野城市から参加の飛鳥未来きずな高等学校1年生、永徳大吉さん、15歳が優勝し、第22期の怪童となりました。報告は以上です。

教育長

それでは、6件報告等ございましたが、併せてご質問等何かございましたら。

(なし)

教育長

よろしいですか。では、委員の皆様から、ご意見などありましたら。

教育長

よろしいですか。ないようでございます。では、次に参ります。日程第3、報告第14号、代理行為の承認について、付議事件に関する意見聴取についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第14号、令和5年8月22日、代理行為の承認について。付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第14号、代理行為の承認について、ご説明いたします。令和5年第4回府中町議会臨時会に提出された議案のうち教育委員会関係分について、令和5年8月2日付けで府中町長から教育委員会へ意見聴取の協議がありました。教育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を令和5年8月3日付けで行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。それでは、議案の内容について説明いたします。第35号議案、工事請負契約締結についてです。3ページめくっていただき、左側の第35号議案参考資料を御覧ください。工事名は、府中中央小学校校舎・放課後児童クラブ増築工事です。工事場所は、府中町浜田二丁目6番1号の府中中央小学校です。契約金額は、1億6,830万円。契約相手方は、三原市宮沖一丁目8番8号。

山陽建設株式会社です。仮契約日は、令和5年7月27日。工期は、議会の議決のあった日の翌日から、令和6年3月29日までとしています。それでは、工事概要についてご説明いたします。本工事は、中央小学校児童数の増加等による学級数の増に伴い教室の数が不足すること、また、これに伴う放課後児童クラブの児童数の増加による児童クラブ室の不足を解消するため普通教室及び児童クラブ室を増築するものです。1ページめくっていただき、第35-1号議案参考資料、工事概要説明書をご覧ください。配置図に、今回の増築建物の位置をグレーで表示しています。増築建物は鉄骨造の平屋建てで、床面積418㎡、普通教室2室と児童クラブ2室を増築します。増築建物には、学校と児童クラブ共有の男子、女子、多目的トイレ等の設備を設置すると共に、増築建物と給食棟を結ぶ渡り廊下を設置いたします。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第14号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3、報告第14号についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第4、第11号議案「令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第11号議案、令和5年8月22日、令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書について、令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。第11号議案、令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書についてご説明いたします。令和4年度の教育委員会事務点検・評価については、7月7日に評価委員をお願いしている広島大学大学院の曾余田教授による事務局職員へのヒアリングを実施し、ご指摘のあった点について修正等を行っております。点検評価の内容ですが、第2次府中町教育振興基本計画に掲げた7つの基本目標について、点検評価を行っています。それでは、21ページの「第6 評価委員の点検・評価」の概要について説明させていただきます。最も評価すべきことは、学校教育においても社会教育においても、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、様々な行事や事業を3年ぶりに実施することができたことです。また、4月1日に府中公民館と歴史民俗資料館が複合施設としてリニューアルオープンし、府中町の生涯学習の拠点の一つとしてさらなる発展が期待されます。今後の課題としては、諸施策について、単年度ではなく複数年度を意識して積み上げていくために、事業の論理を吟味しつつ、より明確にしていくこと、コミュニティスクールや読書活動等を推進するためには学校教育と社会教育との連携、コミュニティスクール同士の交流が重要となっているので、連携や交流を綿密に進めていくこととのご意見をいただいております。総評として、「令和4年度教育委員会事務点検・評価は適切であると判断します。」との評価をいただくとともに、「今回の評価・点検と改善を通して、府中町の教育がさらに豊かになるよう、一層の発展を期待しております。」と結ばれており、今回ご指摘いただいたご意見を今後の取り組みに活かしてまいりたいと考えております。令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書の説明は以上です。なお、この報告書については、承認をいただきました後、府中町議会へ提出するとともに町のホームページでも公開する予定としておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第11号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4、第11号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第5、第12号議案「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第12号議案、令和5年8月22日、府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について、府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第12号議案 府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について 説明します。1. 改正の概要です。府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱第5条第2項において、給付の限度額を4,500円と定めていたところ、4,700円に改正します。副食費は、幼稚園で提供している給食の費用を実費徴収している費用のうち、副食材料費が対象となります。主食であるご飯やパン以外の、おかずやおやつが対象となります。2. 改正の理由です。この事業は、子ども・子育て支援交付金のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業として実施しているものであり、子ども・子育て支援法の確認を受けていない幼稚園が実施する給食のうち副食費、おかずとおやつ代について、所得にかかわらず、第3子以降又は所得割額が77,101円未満となる世帯、年収が360万円未満相当の世帯の者に対して交付を行っています。今回、子ども・子育て支援交付金の補助基準額が改正されたことにより、本要綱の給付限度額を改正します。なお、上限額に達している施設はありませんので、改正による追加給付はありません。府中町内においては、府中ひかり幼稚園、りゅうせん幼稚園、こばと幼稚園、府中南幼稚園が該当の幼稚園となりますが、府中南幼稚園は給食の提供はないため対象外となります。町外の幼稚園に通われている府中町に住まわれている方は対象となります。3. 施行日。公布の日から施行し、改正後の府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用します。説明は以上です。よろしくお願いします。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第12号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第5、第12号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第6、第13号議案、府中町教育支援委員会の委員の任命及び顧問の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第13号議案、令和5年8月22日、府中町教育支援委員会の委員の任命及び顧問の委嘱について、府中町教育支援委員会の委員の任命及び顧問の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第13号議案 府中町教育支援委員会委員の任命及び顧問の委嘱について、説明します。府中町教育支援委員会は、町内の学齢児童生徒及び学齢前幼児のうち、障害により教育上特別な配慮を要する者に対し、その就学について適格に判断を行うために設置しております。この度、当委員会の委員及び顧問の任期が、令和5年8月31日で満了するため、委員の任命及び顧問の委嘱を行います。任期は、令和5年9月1日から令和6年8月31日までの1年間となります。名簿の一覧をご覧ください。まず委員については、町立学校教職員のうちから各校の校長と特別支援コーディネーターまたは特別支援学級担任等から各校長が推薦した者を任命し、各校2名のほか、関係行政職員として、福祉保健部福祉課長、子育て支援課長、青少年教育相談員3名の、全員で19名の委員の任命を考えています。任命に当たって、現委員から2名変更しておりますので、新たに委員に任命される方を紹介いたします。府中中学校、教諭、中村成宏氏、府中緑ヶ丘中学校、教諭、八嶋奈美恵氏です。次に顧問については、学識経験者、医師等の専門家から5名の委員の委嘱を考えています。委嘱にあたり、現委員から特別支援教育アドバイザーを変更しておりますので、新たに委員に委嘱される方を紹介いたします。特別支援教育アドバイザー、兼栴透氏です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、第13号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第6、第13号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第7、第14号議案、令和6年度に小学校で使用する教科用図書の採択について及び日程第8、第15号議案、令和6年度に特別支援学級で使用する教科用図書の採択については、教科用図書採択の議案となっております。こちらについては、安芸郡教科用図書採択地区の採択事務に関する規約第14条で情報公開について定めており、「安芸郡協議会は、採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。」としております。また、教育委員会としても、各委員の自由闊達な意見交換を求めるために、会議の非公開が適当と思われ、非公開の期間は、安芸郡4町すべての教育委員会会議において教科用図書採択が決定するまでが適当と考えます。第14号議案及び第15号議案の議事内容について、非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

教育長

出席委員の3分の2以上と認め、非公開とし、非公開期間については、安芸郡4町すべての教育委員会会議において教科用図書採択が決定するまでとします。第14号議案、

第15号議案はともに教科用図書採択の議案となっておりますので、ここで関係委員の退席をお願いいたします。

(上之園委員 退席)

教育長

日程第7、第14号議案、令和6年度に小学校で使用する教科用図書の採択についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第14号議案、令和5年8月22日、令和6年度に小学校で使用する教科用図書の採択について、令和6年度に小学校で使用する教科用図書の採択について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第14号議案、令和6年度に小学校で使用する教科用図書の採択について、説明します。まず、5月の教育委員会会議において採択の基本方針を決定していただきました。その後、5月23日に安芸郡4町の協議会が開催され、安芸郡採択地区協議会としての基本方針が決定されました。その方針に基づいて、8月3日の協議会で来年度から使用する小中学校教科用図書について教科ごとに内定されました。各教科の内定につきましては、県の方針をもとに安芸郡の選定委員から示された5つの観点、「基礎・基本の定着」、「主体的に学習に取り組む工夫」、「内容の構成・配列・分量」、「内容の表現・表記」、「言語活動の充実」、これに基づいて十分な調査、研究を経て、適正かつ公正な手続きを踏んで行なわれた結果でございます。今後は、安芸郡各町のエド育委員会会議において選定された教科書について合意が得られましたら、教科書が決定されます。教科書が採択されましたら、8月中旬に広島県教育委員会へ教科書の需要数報告を行い、9月に採択に係る情報公開という運びとなります。資料は、内定した教科書の種目、発行者、採択理由をお示ししております。それでは1ページ、別紙様式1をご覧ください。令和6年度に小学校で使用する教科用図書の採択について（案）でございます。教科ごとの採択理由をご説明いたします。なお、現在使用中の教科書の発行者の変更はございません。まず、国語ですが、光村図書に内定いたしました。巻頭や単元の初めには、第2学年以上の学年で同一の「学習の進め方」が示されています。そこには、前学年での学習内容や、学年が変わっても同じように学習を進めていくことが視覚的に表されており、既習事項を生かしながら見通しをもって学習を進める手立てとなっています。また、単元の終わりの「ふりかえろう」では、単元での学びを振り返るポイントが示されており、言語による見方・考え方を実生活のどんな場面で生かせるか考えることができるようになっています。さらに、本の紹介について、書籍のタイトルを示すだけでなく、言語活動が示され、本の紹介が簡単なあらすじとともに掲載されたり、1冊の本の内容が掲載されたりしています。書写は、光村図書に内定いたしました。姿勢、点画の書き方、用具の扱い方などが、説明だけでなく写真や二次元コードにより分かりやすく示されています。点画の書き方では、穂先の動きとともに、始筆や終筆、おれやはらい等の書き方が具体的に示されており、基礎・基本の定着を図るための記述があります。巻頭には「学習の進め方」を示し、課題解決的な学習を実施するとともに、「たいせつ」を示し、学習したことについて確かめる場面を設けています。また、「書写広げたい」のページで、学習内容と各教科等や日常生活との関わりについて示され、書写で学習したことを日常生活に生かすことが期待できます。社会は、東京書籍に内定いたしました。キャラクターを用いて社会的な見方・考え方を働かせる4つの観点・方法を示しており、深い学びとなるための構成上の工夫が見られます。また、「学習の進め方」のページを設け、「つかむ」「調べる」「まとめる」「いかす」という学習過程とともに、どのようなことをするのかを示しており、課題の設定、整理・分析、振り返りを展開するための構成上の工夫がなされています。さらに、各都道府県の特産

物や地形等と日本地図を関連させて示したり、世界文化遺産を写真で紹介したりすることにより、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てることが期待できます。地図は、帝国書院に内定いたしました。「地図のやくそく」「地図帳の使い方」において、方位、地図記号、索引の使い方、距離と縮尺など地図の見方や地図帳の活用の方法についてわかりやすく整理されています。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」において、SDGsの17の目標の背景にある課題を説明するイラストを掲載するなど主体的に学習に取り組むための興味・関心を高める工夫がなされています。さらに、「田」「建物が密集しているところ」「公園や緑地」などの凡例に色に加えて地紋を入れており、色覚特性のある児童にも配慮されています。続いて2ページです。算数は、東京書籍に内定いたしました。単元の目標を達成するために、例えば、第3学年「除法」では、具体的な場面と関連付けながら、式の意味の理解を深める問いや考え方が工夫されています。また、各学年の実態に応じて、デジタルコンテンツの内容や数が工夫されており、児童が興味・関心をもち、主体的に学習に取り組むことができます。さらに、言語活動として、数学的な表現を用いて自分の考えを説明する活動の工夫や思考を深めるために書く活動が重視されています。理科は、東京書籍に内定いたしました。単元導入では見開きの写真や資料で課題発見を促したり、観察・実験では予想表記ができる工夫がされたりしており、児童が課題意識をもって主体的に学習に取り組むことにつながっています。また、単元末には既習事項の確認や発展的な学習につながる記述、デジタルコンテンツが充実しており、基礎・基本の定着を図ることにつながっています。さらに、写真、イラスト、モデル図、二次元コードなど複数の資料を使用しており、観察・実験のまとめや振り返りを自ら考える手立てとなっています。生活は、東京書籍に内定いたしました。校庭や町、公園の四季の変化を対比させたページがあり、自分と身近な人々、社会及び自然との関わりに関心をもつための工夫が見られ、基礎・基本の定着を図ることができます。また、観察カードは、学習段階に合わせた例示があり、第1学年で書き方やポイントが分かりやすく示されることにより、観察の仕方が習得でき課題発見・解決学習につながります。さらに、スタートカリキュラムに合わせた「ドキドキわくわく1ねんせい」は、写真及び二次元コードによる動画で示され、児童や保護者が安心して入門期を過ごせるよう、幼児期との接続を意識した内容構成の工夫があります。音楽は、教育芸術社に内定いたしました。「ふり返りのページ」において、各学年で学習した音楽を形づくっている要素を関連するページ番号とともに示しており、各学年で学習した内容の指導を充実させるための工夫がなされています。また、児童の興味・関心を高めるために、例えば、器楽であるリコーダー学習の導入では、「ヘッドピースで音あそび」を取り入れたり、タンギングの息の使い方では、紙を使った学習方法を掲載したりするなどの工夫が見られます。さらに、我が国の音楽に関する内容が充実しているため、我が国の音楽に対して、親しみや愛情を育むことができます。図画工作は、日本文教出版に内定いたしました。材料や用具の取り扱い等の定着を図るために、例えば、二次元コード「用具・360°」等の説明や動画の工夫があり、基礎・基本の定着を図ることができます。また、表現の題材に鑑賞の視点を示すとともに、関連する題材を連続して配置することで、表現と鑑賞との関連を図った学習活動の工夫がなされています。さらに、美術作品が複数印刷された、「アート・カードをたのしもう」などで、身近な作品・我が国や諸外国の親しみのある美術作品等や生活の中の造形の取扱いに、主体的に取り組むための工夫が見られます。続いて、3ページです。家庭は、東京書籍に内定いたしました。めあてが小单元ごとに示されており、各授業時間において本時の見通しやつけたい力を児童と共有することができ、主体的に取り組むことにつながっています。また、包丁の使い方など技能面において原寸大の写真、色で区別された折れ線グラフなどの資料においてユニバーサルデザインに関する配慮がなされています。さらに、単元の最後に児童の思考に沿って生活をよりよくするための方法を考えたり、説明したりする学習活動が設定されており、学習したことを深めたり日常生活に生かしたりする言語活動が充実しています。保健は、株式会社Gakkenに内定いたしました。基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために、単元の目標の示し方が、項目ごとに「学習の課題」として質問形式の提示となっています。実習に関する記述は、例をイラストと言葉で示

し、具体的に理解できるようになっています。また、学習の見通しを立てたり、振り返ったりする学習のための構成上の工夫がされており、自己の思考を広げたり深めたりするなど、知識や経験に照らして自分の考えを記入する活動が充実しています。さらに、発展的な学習に関する内容として、現代的な健康に関する課題などが記載されています。英語は、東京書籍に内定いたしました。各単元の冒頭に「Our Goal」として学習目標を示し、さらに育成を目指す資質・能力ごとに、細かな目標を設定することで、確実な基礎・基本の定着を図ることができます。また、2学年共通した別冊資料「My Picture Dictionary」により、単語や重要な対話文について確認したり調べたりすることができ、学習内容との適切な関連付けを行うことができます。さらに、「話すこと（やり取り）」の領域における言語活動が充実しており、「Small Talk」等にて内容の構成・配列の工夫が見られ、児童の主体的な学習につなげることができます。道徳は、東京書籍に内定いたしました。各教材文の終わりに中心発問と自己を見つめる発問の2つを示しており、自己の生き方について考えを深め、授業のねらいに迫ることができます。また、第4学年以上に設けている心情円、全学年に「考えるためのツール」、二次元コードを示すことで自己の考えを深めるための手立てが充実しています。さらに、巻頭に話し合いの例や話し合う様子をイラストとともに具体的に示しており、考え議論する道徳の学習を進める工夫がされています。以上でございます。この内定資料をもとに協議していただいて、採択する教科書を決定していただきたいと考えております。説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第7、第14号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第7、第14号議案については、そのように決めます。では、次に参ります。日程第8、第15号議案、令和6年度に特別支援学級で使用する教科用図書の採択についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第15号議案、令和5年8月22日、令和6年度に特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、令和6年度に特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第15号議案、令和6年度に特別支援学級で使用する教科用図書の採択について説明します。特別支援学級で使用する教科用図書については、各学校で教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定しております。学校内の選定委員会で内定されたものについて、1ページから4ページに、令和6年度府中町立学校特別支援学級の教科用図書採択について【案】が示されております。これは、来年度の小学2年生から中学3年生までの特別支援学級全体の選定状況です。5ページから17ページは、各学校の一般図書の選定状況となっています。教科書の使用について、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書としなければならないというように規定さ

れておりますが、学校教育法附則第9条により、特別支援学級においては、教科用図書、検定図書以外の教科書、一般図書を採択することができるとされています。次に、ページが飛びますが、最後のページ19ページをご覧ください。「令和6年度府中町立学校特別支援学級の教科用図書採択について【案】（知的障害者用）」です。こちらが、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書となります。続きまして、その前のページ18ページをご覧ください。「令和6年度一般図書選定状況（新1年生用）」です。これについては、教育支援委員会をまだ開いておりませんので、新しく入学してくる子どもの実態が十分に分かっていないということがあります。しかし、この場で挙げておかないと、採択ができないということがございますので、これまで実際に使った結果、良かった教科書、また、採択の可能性があるものについて選んでおります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

何かご質問等ございませんか。

（なし）

教育長

ないようでございます。よって日程第8、第15号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第8、第15号議案についてはそのように決めます。では、上之園委員をお呼びしますので、着席されるまで、しばらくお待ちください。

（上之園委員 着席）

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

（閉会 午後2時12分）